

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	土地利用方法の変更に係る確認の取消し	
根拠法令・条項	土壤汚染対策法第3条第6項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋） （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第3条（略） 2～4（略） 5 第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。 6 前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	